

有効期間満了日 令和10年3月31日

熊生環第360号

令和4年4月19日

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行について（通達）  
銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和4年内閣府令第34号）が令和4年4月14日公布され、同年5月13日から施行されることとなった。その趣旨及び内容等は、別添警察庁通達「銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行について（通達）」（令和4年4月14日付け警察庁丙保発第14号）のとおりであるので、事務処理上誤りのないようにされたい。

※ 警察庁通達「銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。